

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K06274

研究課題名（和文）戦後沖縄地域における生活改善普及事業に関する研究

研究課題名（英文）Research on Extension Services for Home Living Improvement in postwar Okinawa.

## 研究代表者

中間 由紀子（Nakama, Yukiko）

島根大学・学術研究院農生命科学系・助教

研究者番号：90709130

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、戦後沖縄地域における生活改善普及事業の実態について検討を行った。その結果、主に次の3点が明らかとなった。(1)琉球政府および琉球大学による2つの生活改善普及事業がほぼ同時期に開始され、1972年の日本復帰まで並行して行われていた。琉球政府は日本の方法、琉球大学はアメリカの方法を取り入れた、(2)根拠法の制定なしに事業が開始された、(3)生活改善普及事業開始以前より婦人会によって生活改善が実施され、同事業に影響を与えた。

## 研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、占領期の統治方式の違いにより、生活改善普及事業（アメリカ発祥の事業）の実態に差異がみられたことを明らかにした。GHQの間接統治下にあった日本（本土）では、事業の根拠法である「農業改良助長法」が制定され、行政を主体とした事業が実施された。他方、USCAR（琉球列島米国民政府）の直接統治下にあった沖縄では、根拠法の制定なしに事業が開始された。さらに、日本式（行政主体）とアメリカ式（大学主体）の2つの事業がほぼ同時期に平行して実施された。

研究成果の概要（英文）：This study examined that the actual conditions of extension services for home living improvement in postwar Okinawa through documents and hearings. The main findings of the study are as follows. (1) The project was carried out by the Government of the Ryukyus and the University of the Ryukyus respectively until 1972. The government adopted a Japanese method, but the university adopted an American one. (2) The project was started without a basic law. (3) The women's association had carried out the home living improvement activities before the project started, and the activities influenced the project.

研究分野：Agricultural economics

キーワード：生活改善普及事業 琉球政府 琉球大学 USCAR 婦人会

## 1. 研究開始当初の背景

生活改善普及事業は、アメリカの事業が戦後日本に移入されたものである。日本(本土)では、1948年に農林省農業改良局普及部生活改善課の主導の下に開始された。生活改善普及事業の目標は農村生活水準の向上および農村民主化にあった。

生活改善普及事業に関する研究は、日本国内において生活経営学、歴史学、民俗学、開発経済学等の視点からさまざまなアプローチがなされている。しかし、これらの研究は、生活改良普及員および生活改善グループの活動に関するものが中心である。また、研究対象は西日本の自治体を取り上げたものが中心である。既存研究に対し、事業の主管である農林省の生活改善普及事業に対する基本方針について検討した。さらに、それに対する自治体の対応、農村における実態について中国地方の自治体(鳥取、島根、山口)を対象に考察を行った。さらに、農村社会の性格の違いが事業に影響を与えたのではないかと考え、閉鎖的な農村社会を有するとされる東北地方の自治体(岩手、青森、宮城、秋田)を対象に研究を行った。

しかし、事業の発祥国であるアメリカの直接統治が行われた沖縄の生活改善普及事業の実態について取り上げた研究は皆無に等しい。戦後日本における生活改善普及事業について評価を行うには、戦後沖縄の事業の実態について検討することが不可欠であると考えられる。

## 2. 研究の目的

(1) USCARの直接統治下にあった沖縄地域において実施された生活改善普及事業の方針とその実態について明らかにする。生活改善普及事業の方針を明らかにし、それに対する琉球政府の対応、農村における事業の実態解明を行う。

(2) GHQの間接統治が行われた日本(本土)の生活改善普及事業との比較を試み、両者に違いがみられたのか否か、違いがみられたとすればその要因はどこにあったのかについて追究する。

## 3. 研究の方法

本研究では、事業方針、指導内容、現場の活動実態について明らかにする。分析の際に用いる文書資料は、USCAR 経済部(農業分野担当)、琉球農林省(1950年4月~1952年1月)、琉球臨時中央政府(1951年4月~1952年3月)、琉球政府(1952年4月~1972年5月)が発行した事業関連の資料、普及雑誌などである。聞き取りについては、各地で指導に当たった元生活改良普及員および実際に活動を行った元生活改善グループ員を中心に実施する。文書資料および聞き取りを用い、下記の課題について検討する。

(1) USCAR 経済部の生活改善普及事業に対する方針について明らかにする。

(2) USCAR の生活改善普及事業の方針に応じ、琉球政府がどのように対応したのかについて明らかにする。

(3) 戦後沖縄における生活改善普及事業の実態について明らかにする

(4) 日本(本土)と沖縄の生活改善普及事業の研究結果を比較し、両者の間に違いがみられたのか否かについて明らかにする。

## 4. 研究成果

本研究の結果、主として次の3点を明らかにした。日本復帰前の沖縄では、琉球政府(琉球農林省、琉球臨時中央政府時代を含む)と琉球大学による2つの生活改善普及事業が実施されていた。本土とは異なり、根拠法の制定なしに事業が開始された。戦後、婦人会によって生活改善が実施され、生活改善普及事業に影響を与えた。

以下は、各項目に関する研究結果の概要である。

### (1) 2つの生活改善普及事業の実施

占領期の沖縄では、行政と大学がそれぞれ生活改善普及事業を実施していた。行政側の事業は、1950年4月に普及事業の所管として琉球農林省内に農業改良局が設置されたことに始まる。1951年8月には、琉球農林省内に生活改善普及事業の担当課として「生活改善課」が新設された。1952年1月に琉球農林省が廃止された後は、琉球臨時中央政府資源局農業改良課内に「生活改善係」が設けられ、生活改善普及事業を所掌した。1952年4月に琉球政府が発足すると、資源局農務課「生活改善係」に改組された。農村において実際の指導に当たった生活改良普及員は全て女性であり、沖縄本島、宮古、八重山、奄美(1953年12月の日本復帰まで)に配置された。普及員は度々日本(本土)の事業の視察や研修に赴いていた。さらに、日本(本土)の普及事業を象徴する文言である「考える農民」という言葉が当時の資料に散見される。そのため、琉球政府の事業は、日本(本土)の影響を強く受けたのではないかと考えられる。

琉球大学の普及事業は1955年に発足した。これはアメリカのランドグラント大学(土地付与大学)と同様に、琉球大学(1950年開学)を教育・研究・普及の三位一体の大学に発展させようという構想に基づくものであった。計画の推進のため、USCARはミシガン州立大学と契約を結び、

同大学の教授顧問団が派遣された。琉球大学の普及事業は 1972 年まで行われた。

占領期沖縄においては、本土復帰まで形態の異なる 2 つの事業が併存していた。さらに、琉球政府と琉球大学の間には事業をめぐって対立が生じていた。

### ( 2 ) 根拠法の制定なしの事業開始

GHQ の間接統治下にあった日本 ( 本土 ) では、事業の根拠法である「農業改良助長法」が制定され、行政を主体とした事業が実施された。他方、USCAR の直接統治下にあった沖縄では、根拠法の制定なしに事業が開始された。当初は、日本 ( 本土 ) の「農業改良助長法」の導入が検討されたが、沖縄が日本 ( 本土 ) の法域外にあることから見送られた。しかし、法的根拠に基づく事業の必要性が強く叫ばれるようになり、沖縄独自の立法が進められた。その結果、普及事業の根拠法として「農業改良促進法」が 1965 年 8 月に制定され、同年 10 月に施行された。同法は全 20 条および附則によって構成されている。第 1 章総則第 1 条には、「この立法は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切かつ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする」とある。農業改良助長法第 1 章総則「法律の目的」の文言とほぼ一致している。第 1 条以降も同法を基にしたと思われる文言や表現が散見される。そのため農業改良促進法は、農業改良助長法を基に作成されたと考えられる。1972 年 5 月の本土復帰まで、琉球政府の事業は農業改良促進法の下で実施された。

### ( 3 ) 婦人会による生活改善の実施と生活改善普及事業への影響

戦後沖縄では、琉球政府や琉球大学の生活改善普及事業が開始される以前より、生活改善が婦人会によって行われていた。なかでも特異なのが、因習打破の一環として行われた「洗骨」の廃止と火葬場設置運動である。洗骨は沖縄の死生観に基づく風習である。しかし、実際にその「作業」を行う女性達の精神的・肉体的苦痛は大きく、忌まわしい「因習」と考える女性が少なくなかった。そのために早急に改善すべきものとされたのである。その先駆的な役割を果たしたのが、大宜味村喜如嘉婦人会による洗骨廃止・火葬場設置運動である。大宜味村では戦前から火葬場設置の運動に取り組んでいたが、その中でもとくに熱心だったのが喜如嘉婦人会であった。洗骨・火葬場設置運動は沖縄戦による中断を経て、戦後再び復活する。喜如嘉婦人会の熱心な活動により、1951 年に喜如嘉に火葬場が設置された。喜如嘉の運動は、玉城村 ( 現南城市 )、今帰仁村、国頭村など他地域にも波及した。各村の婦人会員は、男性や老人等から強い反対を受けながらも人々の説得や資金集めなど地道な活動を続け、火葬場設置を実現させた。

1951 年 12 月、琉球農林省に生活改善課が設置されると同時に生活改善普及事業が発足し、生活改良普及員が各地に配属される。生活改善普及事業においても、因習の打破は重要な改善項目であった。生活改良普及員は、婦人会とともに、洗骨廃止・火葬場設置の必要性を説いて回るようになる。1952 年以降、各地で生活改善グループが結成される。生活改善グループにおいても、因習打破の一環として洗骨の廃止と火葬が活動に組み込まれていく。例えば、恩納村恩納グループ ( 1953 年結成 ) は、活動の課題の一つとして洗骨の廃止と「火葬」を掲げている。喜如嘉婦人会の先駆的な活動は、他地域の婦人会に対してだけでなく、生活改良普及員の指導内容や生活改善グループの活動すなわち生活改善普及事業にも影響を与えたといえる。

戦後沖縄の生活改善普及事業は、日本 ( 本土 ) の事業と異なる点がみられた。とくに琉球政府 ( 日本式 ) と琉球大学 ( アメリカ式 ) の 2 事業が平行して行われたことは、統治方式の相異に起因するところが大きいと考えられる。

今回の研究では、事業方針と実態、事業への USCAR の関与について詳細を明らかにすることができなかった。この点の解明は今後の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中間由紀子・内田和義
2. 発表標題 戦後沖縄における生活改善 - 洗骨の廃止と火葬場設置運動 -
3. 学会等名 第72回地域農林経済学会大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------